

〈NGO・外務省定期協議会 議題案／質問状記入シート〉

1. 議題案名：

特定秘密の指定における ODA 関連情報等の取扱いについて

2. 議題の背景：

特定秘密に指定された外務省所管の情報に、ODA に関わる情報、および NGO の活動に何らかの形で影響を及ぼす恐れのある情報が含まれている可能性について、NGO 関係者は関心を持ち、国際協力分野の全国のネットワーク NGO により組織された「秘密保護法 NGO アクションネットワーク (NANSL)」を中心にこれを注視してきた。本協議会でも、NANSL の提案により、2014 年度第 3 回協議会で協議事項、2016 年度および 2017 年度の第 1 回協議会で報告事項として扱ってきたところである。

NANSL は今年 5 月、特定秘密保護法の問題も含め、広く「市民社会スペース (Civic Space)」の問題に対応する「市民社会スペース NGO アクションネットワーク (NANCiS)」に改組した。そこで、今回から本議題の提案は NANCiS が引き継ぐこととし、上記に関する直近の状況や外務省の考え方について伺いたい。

3. 議題に関わる問題点（議題に上げたい理由）：

2018 年 5 月 18 日に閣議決定、国会報告された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況に関する報告書」（以下「報告書」）によると、2017 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に特定秘密に指定された外務省関連情報は、外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報（2-⑭）1 件であったと報告されている。この情報が、ODA に関する情報や NGO の活動に影響を及ぼす恐れのある情報であるかどうか、NGO 関係者は関心を持っているが、「報告書」の記述のみでは判断することができない。

4. 外務省への事前質問（論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係など）：

2017 年中に特定秘密に指定された情報が、ODA に関する情報や NGO の活動に影響を及ぼす恐れのある情報であるか否か、そうである場合、どのような情報か、可能な限り具体的に、ご報告をお願いしたい。

また、本件につき議題とした過去 3 回の協議会では、外務省側から「ODA に関する業務内容については特定秘密に該当しない」旨、明言いただいているが、現時点においてはどのように考えておられるか、伺いたい。また、かねて NGO 側からは、原子力規制委員会が核関連情報の不指定方針を文書化した例（2014（平成 26）年 12 月 8 日同委員会にて決定（※））を挙げて、上記内容が文書化されるのが望ましいと伝えているが、これについて外務省側はどのようにお考えか、伺いたい。

（※注 <https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/h26fy/20141208.html> 参照（2018.7.3 閲覧））

➤ 氏名：加藤良太

➤ 役職：コーディネーター

➤ 所属団体：市民社会スペース NGO アクションネットワーク (NANCiS)